

## ○警察官の採用時教養の実施に関する訓令

平成4年3月23日

警察本部訓令第12号

警察本部長

警察官の採用時教養の実施に関する訓令を次のように定める。

### 警察官の採用時教養の実施に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めのあるもののほか、新たに採用した巡査の階級にある警察官に対する採用時教養の実施について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成12年第16号〕

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「初任教養」とは、新たに採用した巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。
- (2) 「初任科」とは、埼玉県警察学校（以下「警察学校」という。）において初任教養を行うための課程をいう。
- (3) 「職場実習」とは、初任教養を修了した巡査に対して行う警察署における教養をいう。
- (4) 「初任補修教養」とは、職場実習を修了した巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。
- (5) 「初任補修科」とは、警察学校において初任補修教養を行うための課程をいう。
- (6) 「短期課程」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の卒業生（短期大学の卒業生を除く。）及び警察庁長官がこれと同等の学力があると認める者を対象とし、教養期間を15か月とする課程をいう。
- (7) 「長期課程」とは、短期課程の対象となる者以外の者を対象とし、教養期間を21か月とする課程をいう。
- (8) 「教科外活動」とは、初任科及び初任補修科における起床から就寝までの時間帯から教科の時間帯を除く時間帯の諸活動をいう。
- (9) 「実戦実習」とは、初任補修教養を修了した巡査に対して行う警察署における教養をいう。

一部改正〔平成17年第18号〕

(編成)

第3条 採用時教養は、初任教養、職場実習、初任補修教養及び実戦実習をもって編成し、その教養の推進に当たっては、相互に関連するよう配意して教養の一貫性の確保に努めるものとする。

2 初任教養を行う初任科及び初任補修教養を行う初任補修科は、教科活動及び教科外活動により構成する。

一部改正〔平成17年第18号、19年第21号〕

(期間)

第4条 採用時教養の各課程の期間は、次に定めるとおりとする。

(1) 長期課程は、初任教養10か月、職場実習4か月、初任補修教養3か月及び実戦実習4か月とする。

(2) 短期課程は、初任教養6か月、職場実習4か月、初任補修教養2か月及び実戦実習3か月とする。

一部改正〔平成17年第18号、19年第21号、26年第6号〕

(初任科)

第5条 初任科については、その教養期間を二分し、前半を前期、後半を後期と呼称する。

2 初任科前期においては、基本的なしつけを体得させるとともに、団体生活に慣れさせ、警察官としての職責の自覚及び社会人としての心構えを養い、体力気力の錬成を図るための教育訓練を行うものとする。

3 初任科後期においては、警察官としての職業倫理を培い、自信と誇りを持たせ、人間性豊かな人格形成を図るとともに、基本的及び専門的な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うものとする。

一部改正〔平成19年第21号〕

(初任補修科)

第6条 初任補修科においては、豊かな人間性の錬磨、職責の自覚の定着化及び実務知識の総合的な発展深化を図るための教育訓練を行うものとする。

一部改正〔平成17年第18号〕

(教授要目及び教授細目)

第7条 警察学校長（以下「学校長」という。）は、各課程の教授要目及び教授細目を科目ごとに定めるものとする。

一部改正〔平成12年第16号、19年第21号〕

(授業計画)

第8条 学校長は、前条の教授要目及び教授細目に基づき、授業計画を策定するものとする。

2 前項の授業計画の策定に当たっては、警察官としての資質を養い、知識及び技能を修得することが容易であるように、各科目の授業開始の時期及び進度を定めるものとする。

一部改正〔平成12年第16号、19年第21号〕

(授業内容)

第9条 各教科の授業内容については、円満な良識及び幅広い常識を兼ね備えた人間性豊かな警察官の育成並びに地域警察官として必要な知識及び技能の確実な修得を主眼とする。

一部改正〔平成4年第28号、12年第16号、19年第21号〕

(授業方法)

第10条 学校長は、個人の資質・能力を踏まえた教育訓練により個々の知識、技能が高められるよう、各教官に、教授方法の工夫、改善に努めさせるものとする。

2 前項の教授方法の工夫、改善に当たっては、各教官に、担当する科目の学習指導案を作成させるものとする。

一部改正〔平成12年第16号〕

(資格の取得)

第11条 学校長は、初任教養及び初任補修教養中の巡査（以下これらを「学生」という。）に対して、職務に関して必要な資格を段階的に取得させるものとする。

一部改正〔平成17年第18号、19年第21号〕

(教科外活動)

第12条 教科外活動は、教科活動の教育訓練とあいまって、自主性、良識及び情操を培い、体力気力の充実を図り、もって人間性豊かな人格形成及び警察官としての資質を養うことを目的とし、日朝活動（起床から授業開始まで）、特別活動（授業終了から執務時間終了まで）及び日夕活動（執務時間終了から就寝まで）により構成するものとする。

2 教科外活動は、学生会活動、学級活動、クラブ活動及び寮生活を基本とし、その運営は、警察学校における統一した指導方針の下に学生の自主自律によることを原則とする。

一部改正〔平成19年第21号〕

(職場実習及び実戦実習)

第13条 職場実習及び実戦実習の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

一部改正〔平成17年第18号〕

附 則

- 1 この訓令は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、既に採用した男子警察官については、なお従前の例による。
- 3 この訓令は、平成5年4月1日以後に採用する婦人警察官について適用し、平成5年3月31日までに採用する婦人警察官については、なお従前の例による。

附 則（平成4年8月31日警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日警察本部訓令第18号）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警察官の採用時教養の実施に関する訓令及び埼玉県警察学校規程は、この訓令の施行日以後に採用された警察官について適用し、施行日前に採用された警察官に係る採用時教養等については、なお従前の例による。

附 則（平成19年5月2日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成19年5月7日から施行する。

附 則（平成26年1月28日警察本部訓令第6号）

- 1 この訓令は、平成26年3月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の第4条の規定は、平成25年10月1日以後に採用された警察官について適用し、同日前に採用された警察官に係る採用時教養については、なお従前の例による。